

奈義町障害者活躍推進計画

機関名	奈義町議会事務局
任命権者	奈義町議会議長
計画期間	令和2年4月1日～令和4年3月31日（2年間）
奈義町（町長部局）における障害者雇用に関する課題	<p>奈義町においては、職員総数が2人の小規模な機関であり、職員は奈義町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていない。よって障害者に限定した募集・採用も行っていない。</p> <p>現時点では、職員の中には障害者がいないため、組織的な体制整備は必要ないと考えられる。</p>
目標	
①採用に関する目標	職員は奈義町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
②定着に関する目標	職員は奈義町（町長部局）からの出向職員で構成されており、独自の職員の募集・採用は行っていない。
取組内容	
1 障害者の活躍を推進する体制整備	<p>職員は奈義町（町長部局）からの出向職員で構成されているため、独自の職員の募集・採用は行っていないことから、雇用推進者は町長部局と同一の総務課長を選任する。</p> <p>障害者である職員が配置された場合、相談窓口を設定する。</p>
2 障害者の活躍の基本となる職務の選出・創出	障害者が従来の業務遂行が困難となった場合、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	<p>相談窓口への相談のほか、半期ごとに実施している人事評価面談の際、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。</p> <p>なお、措置を講じる際には、障害者からの要望を踏まえつつ、可能な範囲内において適切に実施する。</p>
4 その他	各関係法律等に基づき、障害者の活躍の場を拡大できるよう、適切な支援、配慮に努める。